



# 徳島県警察



## 大規模災害発生時における交通規制について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心として広い地域に甚大な被害をもたらしました。また、今後30年以内に東海地震に連動して三連動地震（東海・東南海・南海）が最大88%の確率で発生するとされております。

このような地震等による大規模災害が発生した場合、次のような交通規制が実施されることがありますので、災害発生時の円滑な応急対策の実施にご協力をお願いします。

### 【第一次交通規制（災害発生直後）】

災害発生直後の交通混乱を最小限に抑え、円滑な救出活動ができるように、道路交通法に基づいた現場警察官の交通規制により、

- 被災地に向かう車両の通行禁止等による流入抑制
- 避難車（者）の通行路の確保のための交通整理及び誘導
- 災害応急対策活動（救助・緊急物資の運搬等）の緊急通行車両の通行確保を行います。

### 【第二次交通規制（第一次交通規制を実施した後に必要により実施）】

災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路の指定による通行の禁止及び制限を行い

- 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確保
  - 一般車両の流入、通過交通の抑制
- 等の交通規制を行います。



### 緊急交通路とは

大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両(緊急自動車、自衛隊車両、緊急物資の運搬車両)等の通行を円滑にするため、一般車両の通行が禁止・制限される道路です。

### 緊急交通路を通行できる車両

緊急通行車両及び規制除外車両だけになります。

### 緊急通行車両とは

道路交通法で定める緊急自動車(パトカー、救急車等)の他、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、知事又は公安委員会が発行する緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書を掲げている車両です。

### 規制除外車両とは

緊急通行車両ではないが、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両又は民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両です。

例：自衛隊車両・医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両など

## 【緊急通行車両事前届出制度について】

緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば交付することになっていますが、災害に従事することが予想される公的機関等の車両（徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱に規定されている機関」）については、速やかに災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、事前申請ができることになっており、事前申請によって審査が終了したものについては、緊急通行車両等事前届出済証を交付しています。

災害発生時に、この緊急通行車両等事前届出済証を警察署、警察本部又は検問所に提示すれば、新たな審査をすることなく、即時に確認標章（緊急通行車両の確認標章）及び緊急通行車両確認証明書を交付できることとなっています。

## 【規制除外車両事前届出制度について】

次の車両については規制除外車両として事前届出ができます。

- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

規制除外車両の事前届出制度の趣旨等は緊急通行車両の事前届出制度の趣旨と同様です。

なお、規制除外車両に対しては、規制除外車両事前届出済証を交付することとなります。

## 【緊急通行車両事前届出の手続き】

- 申請者  
災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者
- 届出先  
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
- 対象車両  
徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両  
であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両  
※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。
- 申請書類
  - ・ 緊急通行車両等事前届出書（警察署及び警察本部にあります。）
  - ・ 自動車検査証の写し
  - ・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料各2通

## 【規制除外車両事前届出の手続き】

- 申請者  
災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者
- 届出先  
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
- 対象車両
  - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
  - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
  - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
  - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 申請書類

- ・ 規制除外車両事前届出書（警察署及び警察本部にあります。）
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合  
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合  
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）の場合  
車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合  
車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）  
※重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの

各2通

### 【緊急通行車両の確認・証明手続き】

- 申請者  
災害応急対策に係る業務に従事する者
- 届出先  
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
- 対象車両  
徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両  
※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。
- 申請書類
  - ・ 自動車検査証の写し
  - ・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料

### 【規制除外車両の確認・証明手続き】

- 申請者  
災害応急対策に係る業務に従事する者
- 届出先  
車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
- 対象車両
  - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
  - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
  - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ※ 災害発生後、時間経過による緊急交通路の交通量や交通状況等を踏まえ、緊急度等を考慮しつつ、上記車両以外の車両についても規制除外車両として取り扱うことを検討します。  
 例えばタンクローリー、高速バス、霊柩車、一定の物資を輸送する大型貨物車等が考えられます。
- 申請書類
  - ・ 自動車検査証の写し
  - ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合  
 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
  - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合  
 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
  - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）の場合  
 車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
  - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合  
 車両写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）  
 ※重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの



緊急交通路を通行する際に必要になる**確認標章**

★ ご不明な点がございましたら、警察本部（交通規制課）又は警察署にお問い合わせ下さい。

なお、緊急通行車両又は、規制除外車両の事前届出を申請される方は、次ページの申請書を印刷し、ご利用下さい。

別記様式第1号 (第3の3の(1)関係)

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 公安委員会	
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所  ( ) 局 番		
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第4の3の(1)関係）

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 公安委員会
年 月 日		年 月 日
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 ( ) 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。